USPTO、特許登録の早期化に向けた取組を報告

2025年4月21日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2025年4月15日、特許登録までに要する期間を短縮させることを報告した[1]。USPTOのオンラインプラットフォームであるPatent Centerを通じた電子的な特許登録の通知（eGrants)により、特許登録が迅速化される。

これまで、特許登録に関して特許番号などが通知されてから特許登録までは3週間程度を要していたが、この期間が2週間程度にまで短縮される見込みとなっている。これにより、特許権者はより早く特許保護を受けることができ、市場で発明に要した投資を回収できるようになる。

他方、USPTOは、2025年4月18日付の官報において、気候変動最小化に関する試行プログラムの廃止を報告した[2]。

2021年1月に気候変動対策に関する大統領令が発出されたことを受けて、2022年6月から、気候変動防止に寄与する発明に対して優先的な審査を提供する試行プログラムが開始された[3]。USPTOは、2023年にこの試行プログラムの対象拡大と、運用期間の延長（2027年6月7日または申請件数が4000件に到達するまでのいずれか早い方）を報告していた。

この試行プラグラムは、根拠となった2021年の大統領令が新政権により取り消されたことを受けて、2025年1月28日から中断されていた。同日午後5時以降に出願人から提出された申請書はいずれも却下されるが、それ以前に申請された出願に対しては優先審査が継続される。この試行プログラムに関する申請書類のフォーマットは、USPTOウェブサイトから削除されている。

USPTOは、この試行プログラムの廃止により得られるリソースを、技術分野によらず、全ての技術分野での特許審査の短縮につなげる意向を示している。
なお、極小規模・小規模事業体が対象となる優先審査（37 CFR 1.102(e)）や、有料の早期審査[4]の運用は継続される。

（以上）

[1] USPTOウェブサイトにおけるアナウンス
[2] Termination of the Climate Change Mitigation Pilot Program
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220608.pdf
[4] USPTO's Prioritized Patent Examination Program